



# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 AUG (Vol.75)

## CONTENTS

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 海外拠点ニュース 香港の「アマさん」事情 .....                       | 2  |
| 株式会社中国銀行 香港支店                                    |    |
| 新興国ニュース第75回 海外最新ビジネス情報 .....                     | 6  |
| 株式会社東京コンサルティングファーム                               |    |
| ベトナムのいまとみらい<第6回>「ベトナムで働く」という選択肢.....             | 8  |
| みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited     |    |
| Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本 真佑氏      |    |
| タイ法令の最新情報 .....                                  | 11 |
| 移転価格税制に関する新たなルール<マレーシア>.....                     | 13 |
| Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) |    |
| Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏                |    |
| <香港の伝統祭り> .....                                  | 15 |
| 香港マイツビジネスコンサルティング                                |    |
| 個人所得税の移行措置の期限到来など、中国税務の各種重要項目の 現況と留意事項の解説        |    |
| ～中国日本商会“2023 年白書”の税務関連項目から抜粋～ .....              | 17 |
| 株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏               |    |

株式会社 中国銀行  
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20  
TEL: 086-234-6539  
香港支店                      cbk\_hkbr@fr-chugin.jp  
シンガポール支店              cbk\_sgrep@fr-chugin.jp  
ニューヨーク駐在員事務所      cbk\_ny@fr-chugin.jp  
上海駐在員事務所              cbk\_sh@fr-chugin.jp  
バンコク駐在員事務所          cbk\_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース

### 香港の「アマさん」事情

～日本における課題解決へのヒント～

株式会社中国銀行

香港支店

#### 1. はじめに

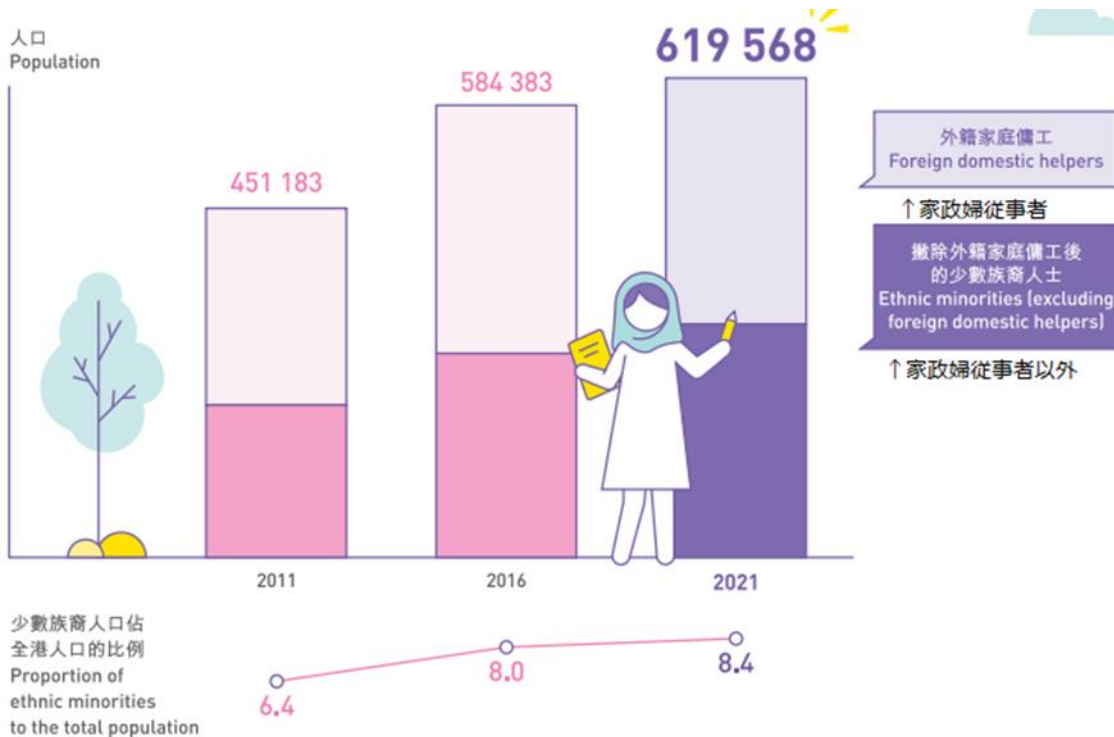
世界有数の国際金融都市である香港。複雑な歴史も相まって、街を歩けば実にさまざまな人種を見かけます。その中でも地元の中国人の次に多く、一際存在感を放ち一大勢力を形成している東南アジア系の女性たちがいます。彼女たちの正体は香港に住込みで働くお手伝いさん、通称「アマさん」。日曜日になると香港の公園や道路を埋め尽くす光景は、「ここはフィリピンかインドネシアか」と見間違ふほどです。一見すると、彼女たちも近年日本でも増えてきた出稼ぎの外国人労働者なのですが、香港社会には必要不可欠な存在と

なっており、彼女たちなくして現在の香港の発展はありえません。

このお手伝いさん「アマさん」の制度やそれを取りまくマインドが、女性活躍（子育て支援、少子化対策）、人手不足、高齢化社会などの日本が直面している課題解決のヒントになる可能性があると思います、今回は彼女たちについて紹介します。

#### 2. アマさんとは

住込みで働くお手伝いさん（メイド）のことで、英語で「Amah」、中国語で「阿媽」と表記されます。香港では非常に馴染みのある言葉であり、広東語では「工人（Gung Yan）」、「姐姐（Ze Ze）」と呼ばれることもあります。日本ではお手伝いさんといえば一部の富裕層だけが雇うものというイメージを持つかも知れませんが、香港では一般的な家庭でも普及しています。香港支店のスタッフにもこのアマさんを雇い日々業務に励んでいる方もいらっしゃいます。



●図1. 香港における中国人以外の人口推移（出典：香港特别行政区国勢調査統計局ホームページ）  
外国人は増加傾向であり、半数以上が従事している。

その数は約 34 万人（香港人口は約 740 万人）と地元の中国人に次ぐ多さであり、フィリピン、インドネシア、タイ出身の方が大半です。少し古いデータですが、香港における経済への貢献度は 126 億ドル（約 1 兆 7 千億円）、域内総生産（GDP）に占める割合は 3.6%（2019 年 3 月 16 日日経新聞）とされています。

アマさんを雇うメリットは多く、特に世界トップクラスに高い家賃や物価で生活するため夫婦共働きが一般的な香港特有の事情もあり、なくてはならない存在となっています。

#### 【アマさんを雇用するメリット】

- ・住込みで家事全般を担ってくれるため（子育て含む）、夫婦は仕事に専念できる。
- ・同居している高齢者の面倒も見てくれる。
- ・体調不良時、急用発生時、家を留守にする時などさまざまな場面で助かる。
- ・雇用主はもちろん、子供は幼少期から自然に多言語に親しめる（フィリピン人のアマさんが多いため特に英語）。

### 3. アマさんの労働環境や法規制

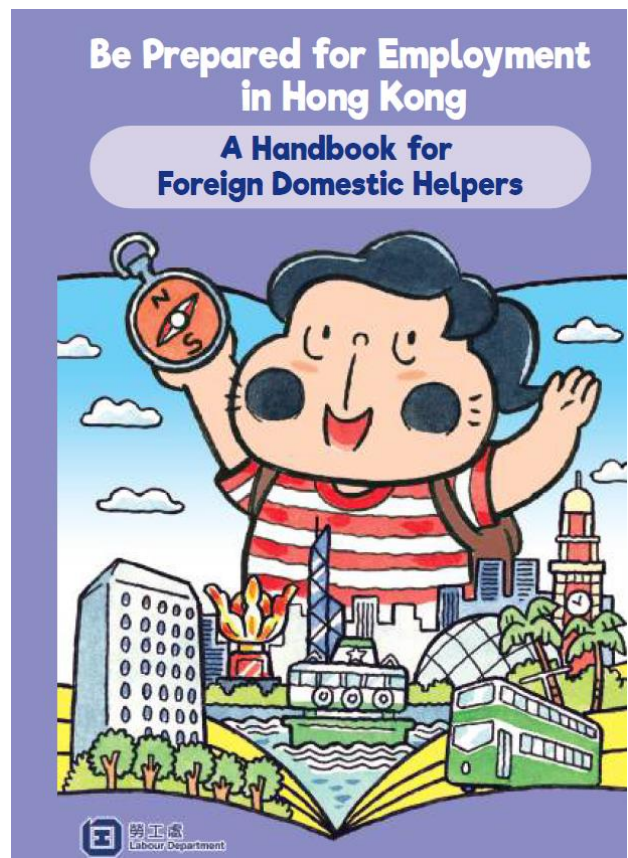
外国人の住込みのお手伝いさんという言葉だけを聞くと、低賃金で過酷な仕事をさせるという悪いイメージをする人もいるかもしれませんが。しかしながら、出身国と比べ賃金水準は高く、法規制も整備された環境で働けるため、アマさん側のメリットも大きいことがこれだけの普及につながっていると考えるのが自然です。雇用主とアマさんは、代理業者を通して「政府が設計した雛形を基にする契約書」にて契約締結します。政府管理のもと双方に不当な契約とならないよう設計されており、特にアマさん側の権利について細かく配慮されている印象です。

#### 【主な雇用条件や法規制等】

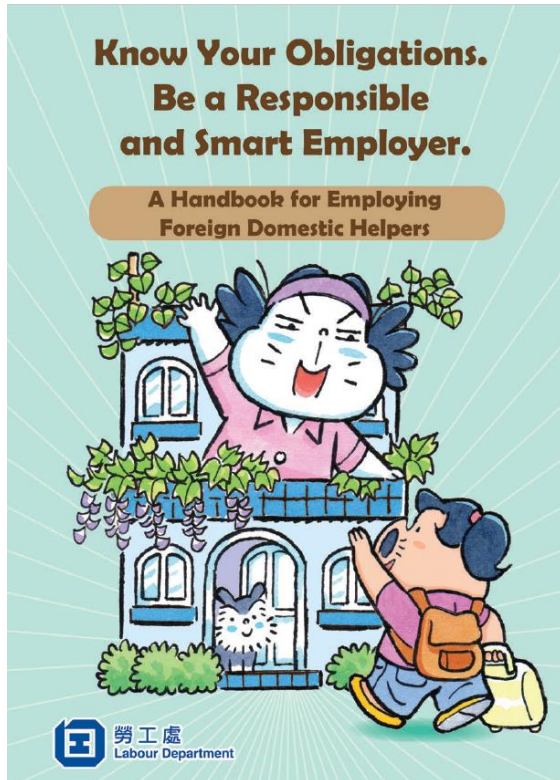
- ・月額給与は最低 4,730HKD（約 85,140 円）。
- ・住居の無償提供（水道光熱費含む）。

- ・食事の無償提供、もしくは月額 1,196HKD（約 22,000 円）以上の食事手当の支給。
- ・ビザ申請費、保険加入費、医療費、交通費（出入国）のなど必要経費の支給。
- ・退職金を保障（6 年以上働いた場合）。
- ・週 1 日以上以上の休暇、年間 13 日の法定休暇、年間 7 日（雇用年数に応じて最大 14 日）以上の有給休暇を付与。
- ・里帰り休暇 7 日（2 年に一度、交通費雇用主負担）、3 ヶ月の産休（有給）、病気休暇を保障。
- ・住込みでなければならない。
- ・お手伝いさんとしての仕事以外に従事できない。
- ・窓の外装は掃除させてはならない（危険なため）。

●図 2. 香港政府が発行するアマさん向け（下）、雇用主向け（次ページ上）のハンドブック  
労働条件や法規制、雇用主の義務や責任について 204 ページに亘って細かく説明している







(出典：香港特別行政区労働局ホームページ)

#### 4. 週末の香港の風物詩

彼女たちは週一回のお休み（主に日曜日）になると同郷の仲間と集まり、公園や道路など街中に座り込んで、持ち寄った料理を食べたり、音楽を流して踊ったり、思い思いの時間を過ごします。世界的な銀行である HSBC 本店、オフィス街の道路、ビルの隙間、香港一の公園であるビクトリアパークの一面は彼女たちに占拠されます。街中に溢れかえる彼女たちを初めて見たときはまさにカルチャーショックでしたが、香港の週末の風物詩となっています。その集会は朝早くから夜遅くまで続きますが、月曜日には完全撤退し、「あれは何だったのだろうか」と思うほど綺麗にもとの日常に戻っています。

●写真1. HSBC 銀行本店の 1F フロア (撮影日 2023 年 7 月 16 日 日曜日)



●写真2. 香港支店の向かいの道路 (撮影日 2023 年 7 月 16 日 日曜日)



#### 5. 最後に

以上が香港の「アマさん」の概要です。ここからは私見となりますが、冒頭で挙げたような現在の日本が抱える問題に、この香港におけるアマさん制度から参考にできることが多分にあると感じています。

まず一点目は、問題解決策の仕組みをつくり、提供することの大切さです。香港政府は、香港特有の事情（世界有数の不動産賃料や物価）を背景に、政府主導で外国人のアマさんを推進し、法整備をしています。それは双方にとってメリットの

ある仕組みであり、一方的な搾取ではなく、SDGSの観点からも有効な取組みと考えることもできるかもしれません。日本における諸問題についても、マンパワー、福利厚生の実、DX・AIの活用などだけでは、現状では物理的な仕事処理の解決としては限界があるのが実情だと思います。アマさんの制度は、赤の他人（しかも外国人）を家に入れ、一緒に住み、子供の面倒まで見てもらいプライベートを共にするため、日本では受入れ難いような気もしますが、昨今の日本の課題解決には合理的な制度と言えなくもありません。問題点を整理した上で、有効な仕組みを作ることはやはり大切だと感じます。

2点目は、寛容さを持つことの大切さです。上記のアマさんの行動は一見すれば、迷惑行為そのものであり、現在の日本では取締りの対象となることでしょう。一方、香港では警察官や施設の警備員が取締まることはなく、一般市民が怪訝な態度をとっている様子もありません。彼女たちが週末に集まることで、店には行列ができ、公園は占拠され、交通機関は混雑し、景観は悪くなり、騒音が出て、街が汚れる。これは間違いない事実です。しかし、遠い外国から来た彼女たちが、週に一度の休日を仲間と楽しく過ごすことに罪はなく、香港の人たちは多少不都合があろうとも、お互い持ちつ持たれつの関係であることを十分に理解しているように感じます。納税や消費といった直接的な経済効果ももちろんあります。お手伝いさんは極端な例かもしれませんが、観光客を含めて外国人を日本に受入れていくのであれば、他人に対して寛容な態度で接するのは大切なことではないでしょうか。

当然、日本には日本の文化や仕組みがあり、できることできないことがあります。このアマさん制度をすぐに活用できるとも思えません。しかしながら、外国人労働者の受入れをはじめ、グローバル化の観点で考えた時、マインドの部分で参考にできることは多いのではないのでしょうか。

## 香港支店

所在地：

Rooms 601&609-610, 6th Floor Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong, People's Republic of China

TEL： 852-2523-0312

FAX： 852-2521-8730

## 新興国ニュース

### 第 75 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はマレーシア、ベトナムの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

#### ～マレーシア～

##### ■ 雇用パス申請に新システム導入！

マレーシアで駐在員の雇用パス申請プロセスが変更される見通しです（本稿は 2023 年 5 月 31 日時点の情報を元に執筆しています）。

ラフィジ・ラムリ経済大臣によると ”Xpats Gateway” システムを導入すると発表しました。この ”Xpats Gateway” は TalentCorp 社が運営し、6 月 15 日から段階的に導入されます。

同氏は新システムの導入によって、雇用パスの申請から承認までの期間を従来最長 80 日のところを、最短 5 日まで短縮できると発表しました。現在パスの発給を行う機関は 11 にもなります。そのため、8 月 15 日までにマレーシアデジタル経済公社 (MDEC) とイスカンダル地域開発庁 (IRDA) の既存システムが統合される予定です。今後、残りのシステムも ”Xpats Gateway” に一元化する方針です。

完全導入までの期間は従来の承認機関にて手続き可能です。

##### ■ 国際通貨基金 (IMF) 税収強化を提言

国際通貨基金 (IMF) はマレーシアの税収がアセアン 5 か国や経済協力開発機構 (OECD) 諸国の中で最も低く、減少傾向にあるため、中期の歳入戦略を定める必要性が高いとしています。

2021 年の税収は国内総生産の 11% を記録しています。

2023 年は MTRS の導入によって漏れを最小化し、税務コンプライアンスの強化に

によって、歳入徴収は改善するとしているが、具体性のある、中期的な歳入強化策が無いとしました。

GST (Goods and Services Tax) の再開を予定していないマレーシア政府に対して、再開の準備を速やかに行い、世界経済や景気等の外的リスクに備えるべきと述べました。また、IMF は炭素税の導入も検討するべきとし、導入により最大 GDP の 3% の収入を生み出せるとしました。

#### ～ベトナム～

##### ■ WP と TRC の手続きについて

ベトナムで仕事をする上で一般的に取得が必要なものが Visa・WP・TRC になります。今回はベトナム特有であり赴任者が取る必要のある WP・TRC の基本概要についてお知らせします。

WP (ワークパーミット) は労働許可証と言われ、TRC (テンポラリーレジデンスカード) は一時滞在許可証と言います。ビザと合わせてそれぞれの概要は以下になります。

・ビザ：ベトナムへの入国・滞在を許可する証明書。現在のベトナムの法律では、日本人がビザなしで滞在可能なのは 15 日以内であるため、それを超える場合はビザの取得が必要。赴任者は通常、3 か月の DN ビザ (就労ビザ) を取得するケースが多い。ベトナムで招聘状を申請・取得し、日本のベトナム大使館かベトナム領事館でパスポートへビザの貼り付けを行う。ビザの貼り付けはアライバルビザとして、ベトナムの空港でも可能。  
(確実性の問題で、当社としては日本での貼り付けを推奨)

・WP：外国人のベトナムにおける就労を認める許可証。ベトナムで働く全ての外国人は、WP の取得



が義務づけられている（免除対象者を除く）。期限は通常2年間。

・TRC：一時滞在許可証。ビザの代わりにベトナムへの滞在を許可する証明書。期限は通常2年間。

外国籍の方がベトナムで働く場合に、多くの方はこれを取得します。WP・TRCは取得から2年が期限になります。また2年間の期限を迎える前に延長手続きをすることでまた新たに2年働くことができます。取得の流れとして、まずは3か月のDNビザを取得。その3か月の期間内でWPとTRCを取得するのが一般的な流れとなります。

WPの申請はビザ取得前の段階で可能であるため、ビザ取得と同時に並行で進めることが可能です。TRCの申請はWP取得後でなければいけないので、TRCの取得にはまずWPを取得することが必須になります。WP申請時には申請カテゴリーが3つあり、管理職・専門職・技術職に分かれます。それぞれに取得条件が定まっており、条件は以下の通りです。

#### <管理職>

- ・ERC（企業登録証明書）や駐在員事務所ライセンスに名前が載っている方
- ・少なくとも2年以上の管理職の経験があること

#### <専門家>

- ・ベトナムでの職務と関係する経験が5年以上あること
- ・ベトナムでの職務内容に関係する大学を卒業していること

#### <技術職>

- ・ベトナムでの職務と関係する内容が5年以上あること

上記から赴任者がどのカテゴリーに一番適しているのかを決めて申請することになります。

カテゴリーによって取得難易度は変わり、管理職が一番取得しやすいのが現状です。逆に技術職は、「なぜベトナム人ではなく日本人を採用するのかあるのか」といった内容の説明が求められ、難易度としては高くなり、労働局から許可が下りなければWPの取得は難しくなります。この理由としては、ベトナム人の雇用を守ろうという労働局の意向があることが考えられます。そのほかには会社のベトナム人従業員数と日本人（外国人）の比率を見られ、日本人の比率が高いと取得が認められないといった事例もあります。

上記のことを踏まえ、ベトナムに赴任する場合は、まず赴任者の経歴と会社の状況を考慮してWP取得の可能性を専門家に確認してから赴任の確定をするのが安全です。

以上

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： [f-info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f-info@tokyoconsultinggroup.com)

## ベトナムのいまとみらい

## &lt;第6回&gt;

## 「ベトナムで働く」という選択肢

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本 真佑氏

真夏の東京とハノイはどちらが暑いか、もちろん個人差はあると思いますが、私はハノイに軍配が上がるような気がします。ハノイ出身の友人でさえ「どんなにハノイが恋しくてもこの時期だけは帰りたくない」と言っているくらいです。



さて、そんなハノイですが、最近は「越境リモートワーク（国境を越えるリモートワーク）」についてのご相談が増えています。

「越境リモートワーク」とは、一言で説明すると、国を越えて遠隔地から仕事をする事で、日本国内の企業に雇用されたまま海外の地でリモートワークすることも含まれます。毎月何かしらの問い合わせを受けていて企業の関心の高まりを日々感じています。

コロナ前はどちらかというと珍しい働き方だったかもしれませんが、これだけリモートワークがあたり前になった世界では当然かもしれません。



越境リモートワークが増えたのはベトナムに限らないとは思いますが、ベトナムについては、以下の背景から増えているのではないのでしょうか。

- 背景1) ベトナムでは、基本、室内どこでもパスワード付きのWi-Fiが完備されている
- 背景2) ベトナム進出企業が右肩上がりに増えている
- 背景3) 日本で働いているベトナム人の数が右肩上がりに増えている
- 背景4) コロナ規制が緩和されてノービザでベトナムに入国できるようになった

特に背景2と3について重要な気がします。例えば、日系企業がベトナム進出する前の市場調査や、コネクション形成等現地での活動を必要とする場合、越境リモートワークという枠組みを使えば、現地のベトナム人や日本人にこれらを委託することができます。もちろん現地法人はまだないので日本にある法人との雇用あるいは業務委託関係を前提にしています。

背景4については、日本人がベトナムに行く際、コロナ禍中はハードルが高かったのですが、撤廃され14日以内であればビザ無しでの入国が可能



になっていますし、さらに、2023年8月からビザ無し入国期間が45日以内に延長されるため、今後は更に長く、1か月程ベトナム滞在を楽しみながら仕事もするといったワーケーションも選択可能になるかと思います。

しかし、働く国が違えば、当然のように管理上の留意点やトラブルが増えることになります。なぜなら越境リモートワークは、「雇用契約や業務委託契約を締結する国」と「実際に働く国」が異なるからです。

#### ▼越境リモートワークのタイプと検討ポイント

越境リモートワークに法的な定義はありませんが、雇用契約であれば、以下4つのタイプが考えられます。

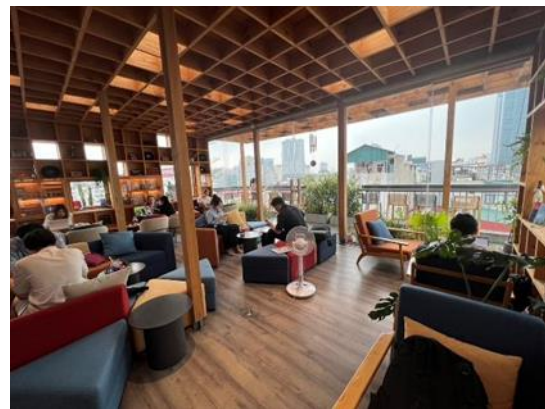
- ①「採用地海外型」：既に海外に住んでいる人を日本法人が雇用するパターン
- ②「故郷帰国型」：日本に住んでいる外国人が海外（故郷）に帰国してそのまま日本法人との雇用を継続するパターン
- ③「赴任・移住型」：日本で雇用している従業員またはその家族が海外に移住する、あるいは赴任して海外で日本法人との雇用を継続するパターン
- ④「一時帰国型」：雇用された日本法人から在籍出向を命じられ、海外法人に赴任している日本人が日本に一時帰国してその間日本で働くパターン

どのパターンに当てはまるかで、以下のような検討ポイントへの適切な対処法が変わってきます。

#### ①労働時間の管理

- ②賃金の払い方
- ③社会保障制度への加入
- ④税金の処理
- ⑤ビザの問題
- ⑥安全配慮の義務

もちろん、日本側だけではなく、実際に働いている海外の現地法令（例えば社会保険や個人所得税等）に抵触しないように留意する必要があります、これは国ごとに異なりますので、都度現地法令に明るい専門家やコンサルタントに相談して進めていくことも欠かせません。



#### ▼これからの働き方に越境リモートワークを

実際にこれまでのご相談事例においては、法的リスクを最大限抑えたカタチで越境リモートワークの運用を実施している、という企業は非常に少ない印象です。

ただ、これにはやむを得ない事情もあります。というのも、労働基準法をはじめとする現在の日本の労働法令は、「日本法人と雇用契約を締結し、日本国内で働くことが前提」となっており、海外で働くことを想定して作られていないのです。

つまり、日本の労働法令が時代に追いついていない、それが故に多くの企業が憶測やリスクを承

知で（あるいはリスクに気づかず）越境リモートワークを運用している、というのが実態なのです。みらいコンサルティングベトナムでも、越境リモートワークを適切に運用し、多様な働き方を実現する企業をサポートするためのアドバイザーサービスおこなっています。

導入を迷われている企業は是非ご相談いただき、論点をクリアにしていいただければと思います。越境リモートワークは確かに管理が煩雑で、誤った運用をすればリスクも大きい制度です。ただ上手に運用できれば、会社と働く人双方にとって非常にメリットが多い働き方だと思います。私のような海外在住の者としては、もっと浸透していったほしいですし、将来は働く場所（国）に制限されない自由な世界が実現すること願っています。

#### 海外進出セルフチェック

<https://globalvc.jp/selfcheck/>

みらいコンサルティングでは、ベトナムを含めた海外への事業展開をご検討のお客様に、

「海外進出セルフチェック」をお勧めしています。漠然としたイメージが具体化できるとご好評いただいています。

ぜひお試しください。

全 25 問で診断結果が出ます。

スマホはこちらから→



#### ◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店  
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,  
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

[yamamoto-s@miraic.jp](mailto:yamamoto-s@miraic.jp)

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

## タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)  
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) より、  
タイ法令の最新情報をお届けいたします。

### ■タイが多国間自動情報交換合意に署名（国別報告書）

タイ歳入局は多国間自動情報交換合意（Multilateral Competent Authority Agreement「MCAA」）に署名を行いました。

MCAA とは、参加国の税務当局間で各国の企業から提出された国別報告書（Country by Country Report「CbCR」）の情報を相互に交換することを目的とした国際協定です。

タイと締約国の税務当局間での租税関連協力が促進・円滑化が期待され、租税関連情報の交換、租税債権徴収の相互援助、租税関連文書の送達支援などが行われる見込みです。

施行日：2023 年 3 月 31 日

タイの締結国は以下リンクよりご確認頂けます。  
<https://www.oecd.org/tax/beps/country-by-country-exchange-relationships.htm>

### ■土地建物税について

国民の負担軽減、及び 継続的な経済回復支援のため、以下の通り、2023 年の土地建物税の 15% 減税が閣議で承認され官報に公示されました。

1. 農業目的で使用される土地または建物
2. 居住目的で使用される土地や建物

3. 農業及び居住の目的以外に使用される土地又は建物
4. 空地または本来の用途として使用されていない土地や建物

土地建物税の減税につきましては、2023 年 3 月 20 日より施行されています。

### ■E-withholding tax 利用による源泉税の優遇措置について

電子源泉税システム（e-Withholding Tax）を利用し支払われた場合の源泉税率を 1%に軽減する期間が延長されました。また、電子タックスインボイス、電子領収書システム（e-Tax Invoice & e-Receipt）を導入する為の投資額の 2 倍控除も閣議で承認され、官報に公示されました。

対象期間：2023 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。





Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

---

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok  
10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>



## 移転価格税制に関する新たなルール ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

### ＜ポイント＞

- ・移転価格税制に関する新たなルールが発表
- ・実務的に大幅な変更か？

### ＜移転価格税制に関する新たなルール＞

N子：加藤さん。今回は、私の方からリクエストが有るんです。

加藤：ほう。どういったリクエストですか？

N子：はい。税制改正については、まだ続きがあると思うのですが、少し中断して頂いて、先日発表になった新移転価格ルールについてご説明頂けませんか？

加藤：なるほど。タイムリーに良いところ突きますね。

N子：あ、はい。

加藤：これね。私の方からも申し上げるべきかどうか悩んだんですよね。

N子：何か問題ありますか？

加藤：いやあ。正直、もう少し勉強したいというか。もっと正直に言うと、新ルールに基づく実務がある程度固まってからにしたいというのが本音ですね。

N子：でも、既に適用されてるんですよね？

加藤：そうなんですよ。2023 賦課年度からの適用なので、3 月決算の会社さんなんかは 10 月までに提出する確定申告に影響するんです。

N子：じゃあ、そこまで待てないですね。

加藤：待てないですね。

N子：なんとか、わかる範囲でお願いできませんか？

加藤：いやあ。発表内容を、淡々と述べ、専門用語で埋め尽くすことは、ある種簡単なんです。

N子：はい。

加藤：でも、分からんでしょう？それでは。

N子：そうですね。なるべく分かり易くお願いしたいんですが。。

加藤：ですね。正直、どうなるか分からない事が多すぎて、どう説明すべきか本当に悩んでるんですが、とりあえず、何回かに分けてご説明しましょう。また、いずれにせよ、近々詳細が発表される事になってるんで、それが出るともう少し詳細に踏み込めると思います。いずれにせよ、始めましょう。

N子：はい。お願い致します。

加藤：まず、今回発表された正式名称ですが、Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2023 [P.U. (A) 165/2023] (移転価格規則 2023) というものです。

N子：はい。

加藤：以下「新規則」と言いますが、先程も申した通り 2023 賦課年度からの適用です。つまり、例えば 3 月決算の会社なら、2023/3 締め of 事業年度からの適用になりますので、既に始まっているんです。

N子：はい。

加藤：色々と細かい点もありますが、大きな変更点は 3 つくらいあるのかなと思っています。

N子：はい。

加藤：まず 1 つ目が、「移転価格文書作成の完了日の記入（同時性の厳格化）」です。文書化の完了日の記入を強制する事で、より文書化の同時性を徹底しようというものです。

N子：はい。

加藤：次に、「ベンチマーキングのレンジが狭まる？」です。これは、一言で言えないので、次回以降にご説明致します。

N子：はい。

加藤：次に、「グループ企業情報等、より詳細な情報提供が必要」です。これも、詳細な説明は次回以降にしますが、やる事が増えるというか、ただでさえ分厚い移転価格文書がもっと分厚くなりそうな話です。



N子：なるほど。それにしても、いきなり専門用語多  
いっすね。

加藤：すみません。どうしても、そうなっちゃうんで  
すよね。いずれにせよ、私が理解するところでは、こ  
の辺が主要な変更点かと思います。

N子：なるほど。

加藤：これらについて、何回かに分けてご説明します。

N子：はい。次回以降、詳細に宜しくお願い致します。

加藤：はい。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・ア  
ジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出  
の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面  
をサポートしています。2020 年に独立し、現在の  
KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進  
出支援を展開している会計系コンサルティング会  
社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・  
税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監  
査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂  
きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱  
える税務リスクをトータルにサポートさせて頂  
きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産  
譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポ  
ートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそ  
できるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran  
Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah  
Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

## <香港の伝統祭り>

### 香港マイツビジネスコンサルティング

今年の佛誕は5月26日でした。仏教とは関係がありませんが、佛誕の時期といえば長州島の伝統行事「長州饅頭節（まんじゅう祭り）」が有名です。祭りの見どころには、子供たちの山車（だし）によるパレード「飄色會景巡遊」、そして深夜の「搶包山比賽（まんじゅう取り大会）」です。白いまんじゅうを9千個ほど貼り付けた高さ約18メートルの塔に参加者が登って、そのまんじゅうを取ります。現在は安全面から参加できるのは予選を通過した者に限られ、まんじゅうもプラスチック製になりました。ルールは簡単で、より高い場所にあるまんじゅうを取るほどポイントが高く、取ったまんじゅうの数ではなく獲得ポイントを競います。このまんじゅうは「平安包」と言い、白いまんじゅうに「平安」と赤い字で書かれています。この祭りの時だけ、無病息災を祈って長州島内の至る所で売られます。そして祭りの会場となる長州島の玉惠寺「北帝廟」には、道教の海の守護神である北帝が奉られていて、人々が絶えず参拝します。

大都会の香港ではほとんどの人が高層マンションに暮らしをしており、地域に密着した伝統行事は担い手が少ないかと思いきや、意外にもお寺の催事などは近隣の住民によって今なお伝統が守られています。香港には年間を通して様々な祭りがあります。

### <洪聖生誕祭>

香港には洪聖（洪熙）という実在の人物を奉った寺院があります。唐朝の時代、彼は天文や地理に精通し、漁師や商人を助けたということから厚く崇拝されるようになりました。漁師たちによる洪聖の生誕を祝う

洪聖祭はあちこちであります、河上郷村、鴨脷洲、大角咀福全街の祭りは特に有名です。

河上郷村は、上水から北西に位置する村です。洪聖古廟の生誕祭には「河上郷洪聖誕搶炮」という爆竹を用いたイベントが行われます。広場に設置された点火台には1本の爆竹がセットされており、点火されるとロケット花火の如く爆竹が空中に舞い上がります。そして若い男性を中心に住民たちが落下してくる芯を掴み取ろうと揉み合いになります。七回放たれ、掴んだものによってそれぞれ異なる額の賞金、賞品が授与され、縁起をもたらします。

「搶炮」は、他の祭りでも行われていましたが、安全面から香港内で爆竹の使用が禁止されたこともあり、また、どうしても揉み合いになって喧嘩になってしまうことから、現在ではくじ引きや、空気砲で打ち上げるなど形式的なものに変わりました。現在「搶炮」を行っている祭りは、河上郷洪聖生誕祭の他に3か所ほどしか残っていません。

### <天后生誕祭>

「天后廟」は香港内に70以上あります。海に囲まれ漁業が盛んであった香港にとって、天后とは海の女神で、漁師たちの守護聖人とされています。天后の生誕祭には近所の人々が寺院に集まり、海の安全や豊漁を祈願します。特に元朗の天后生誕祭では大規模なパレードが行われますし、大廟灣天后廟は香港最古の天后廟といわれています。

まず元朗にある大樹下天后廟は、寺院の前に大木があることからその名が付けられました。生誕祭のパレード「元朗十八郷天后寶誕會景巡遊」は1963年から始まり、現在では重要な伝統行事に位置づけられています。パレードに参加する村民と、それを見物する元朗の住民たちで盛り上がり、とても賑やかで香港最大





規模の天后生誕祭となっています。パレードは元朗のメインストリートを通るため、当日は通行止めとなり、どこも見物客でいっぱいになるので周囲の学校も休みになります。

そして佛堂門天后古廟（大廟灣天后廟）は、西貢の清水湾より南に位置する、大廟湾の地堂咀という場所にあります。香港の第一級歴史的建造物に指定されており、香港最古の天后廟です。寺院の周囲三面が山に囲まれているため、参拝にはハイキングコースを歩く必要がありますが、寺院を訪れる近隣の村民たちは船やボートを所有しているため海から直接アクセスでき、それほど不便ではありません。そういった場所柄、普段の参拝者は決して多くありませんが、天后生誕祭には3万人もの参拝者が訪れます。その日だけはMTRの各駅から最寄りのバス停まで臨時のバスが絶えず往復します。

## <譚公祭>

海の守護神である譚公の生誕祭が毎年旧暦の4月8日に行われます。譚公は実在の人物で、気象予報や病気を治す力があり、漁師から崇拝されるようになりました。香港島の筲箕湾には譚公を奉る「譚公廟」があり、生誕祭には筲箕湾の街一帯がお祭りムードとなります。普段はグルメストリートとしてレストランが立ち並ぶ「東大街」を獅子舞などが賑やかに盛り上げます。

## <関帝祭>

旧暦の6月24日は三国志に出てくる中国の武将、関羽の生誕祭があります。道教において関羽は武道の神、忠義と清廉の象徴です。香港島の上環にある「文武廟」をはじめ、関帝を奉っている寺院では毎年儀式が行われ、関帝像には灯りがともされます。

ほとんどのお祭りで欠かせないのが獅子舞、広東オペラ、パレードですが、祭りの後の会場では住民たち

が円卓に座り、盆菜を囲んで食事をします。外国人や観光客は、その時ばかりは祭りの中心である地元の人たちを見守りましょう。

## 香港マイツビジネスコンサルティング

### 会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>

## 個人所得税の移行措置の期限到来 など、中国税務の各種重要項目の 現況と留意事項の解説

～中国日本商会“2023年白書”の税務関連項目  
から抜粋～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

6月14日に、中国北京日本商会は「中国経済と日本企業2023年白書」を公表しました<sup>i</sup>。同白書は、中国全土の商工会組織に加入する日系企業（法人会員数8,353社）が直面する課題の取り纏めと建議を含みます。

この中国政府に対する55の建議項目うち、＜本年の重点分野＞では「税務に関する問題」と「データの越境・管理に関する問題」を掲げています。また55の建議項目は、現地法人が中国ビジネスの過程で遭遇した各種課題を反映したものであり、一部には日本とは異なる制度や取扱い故に、間違いやすいポイントも含まれます。

本稿では、同白書の建議項目のうち税務に絞り、解説します。まず＜本年の重点分野＞及び同関連事項を取上げ、更に他の建議項目から重要論点を抜粋し、併せて日本本社としても留意すべき事項を説明します。

### 1. 重点分野「税務に関する問題」に掲げられた 2項目の建議事項：

2大重点分野の一つ、税務に関する問題では、以下の2点を建議事項とし、現行の規定や取扱いの変更を要望しています。

#### (1) 個人所得税：“外国籍人員に対する免税措置の移行期間の到来（2023年末）に対する無期限延長”を要望

現在、外国籍人員に対して右表1の6項目は、**免税措置を享受するか、中国籍と同様に特別追加**

**控除を適用するか**の二択とし、前者であれば**課税所得に算入しない**との選択が可能です。

当初、この移行措置を2021年末までとし、2022年以降は特別追加控除を適用するとの規定でしたが、当該控除基準額は右表2の通り、微々たるものであり、もし当該免除措置が廃止されれば**税額負担のインパクトが余りにも大きい**為、2021年末に更に2年間、延長されました。現時点では、当該免除措置の**再延長の可否は不明**（本建議では無期限延長を要望中）です。

### 【関連事項】

尚、本建議では外国籍人員に対する免税措置の延長のみを要望していますが、更に中国籍人員も含む全ての給与所得者を対象とする、“**年1回（性）賞与の取扱い**”との優遇措置も、同じく**2023年末に期限到来**を迎えます。

本優遇措置により、現状、**賞与金額に対して年1回に限定し、12ヶ月で按分し算出した金額に対応する適用税率と速算控除を用いる**ことが可能です。

もし本措置を活用している場合、移行期間の終了に伴い廃止されれば、**賞与の全額が年間の課税所得に算入される**こととなり、**中国籍人員も含め、大幅な税額の増加が生じ得る**為、併せて留意が必要です。

#### 【表1：免税措置の6項目】

- ・住宅手当
- ・食事手当、クリーニング手当
- ・中国への着任・離任時の引越し手当
- ・出張手当
- ・ホームリーブ費用
- ・語学訓練費、子女教育費

免税措置が廃止されれば、  
以下の控除基準額となってしまう！

【表2：特別追加控除項目/控除基準額<sup>ii)</sup>】

| 項目                        | 控除基準額：<br>年額 / 月額 (円)  |
|---------------------------|------------------------|
| 子女教育費                     | — / 1,000<br>(子女一人当たり) |
| 継続教育費<br>(学歴教育)<br>(継続教育) | — / 400<br>3,600 / —   |
| 重病医療費                     | 80,000 / —             |
| 住宅ローン利息                   | — / 1,000              |
| 住宅賃借料                     | — / 800~1,500          |
| 高齢者扶養料                    | — / 2,000              |

## (2) 印紙税：“海外で作成した場合に印紙税の課税文書としない取扱い”を要望

2022年7月に印紙税法暫行条例（以下、“暫定条例”と表記）が廃止され、印紙税法が施行されました。同法では、納税義務者を以下に定めており、下図1の通り、例えば、日本企業間において中国法人の持分譲渡をした場合など、**契約当事者が中国国外で締結した場合でも、中国での印紙税の納付義務があり**、建議では、中国印紙税法の課税文書として取扱わない旨への変更を要望しています<sup>iii)</sup>。

- 課税文書を発行、または証券取引を行う組織及び個人を、印紙税の納税人とする
- **課税文書を中国国外で作成し国内で使用する組織及び個人は、本法に従い、印紙税を納付する**

### 【関連事項】

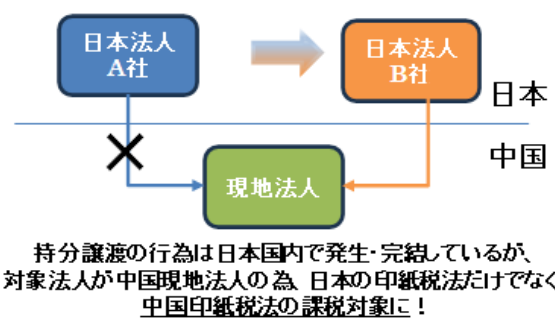
尚、外国企業同士の持分譲渡は、対象現地法人から見れば出資者の変更となり、この為、市場監督管理局など中国の行政当局への変更手続きが必須です。更に、譲渡者（右図日本本社A社）に

譲渡益が生じる場合、課税（譲渡益に対して源泉税率10%）の対象となり、注意が必要です。

また、日本本社には単なるグループ再編に過ぎない場合でも、中国の税務当局が“持分譲渡”として判断し、後日に譲渡益に対する納税漏れを指摘、追徴される事例も見受けられます。この為、建議では“譲渡や減資等にかかる手続の明確化ならびに簡素化”を求める項目もあります。

また、日本の税制適格に相当する特殊税務処理による課税の繰延べも規定上、存在するものの、実務的な適用可能性や難易度が非常に高い点に留意が必要であり、建議でも“特殊税務処理の適用条件の緩和”等を要望しています。

【図1：中国現地法人の持分をA社からB社に譲渡】



## (3) その他の税務上の建議事項

### ➢ PE課税：

同白書では、“海外からの出張者に対して、PE認定を受ける税務問題が各地で発生している”状況に対し、“PE課税要否の判断における事実確認および納税申告の手続を明確”化を建議しています。すなわち、現状、中国税務当局は出張者の据付や技術指導など、日中租税条約に照らせば“PEを構成しない“はずの、短期間且つ（技術ノウハウ等ロイヤリティを伴わない）SV役務提供に対しても、“原則課税”の立場を取るなど、“PE

なければ課税なし”ではなく、日中租税協定等に基づき“PEを有しておらず、課税しないよう主張”することが原則的対応とも考えられ、注意を要します。更に、中国税務当局により企業所得税源泉課税を受けた場合でも、日中租税条約に則ればPEに該当せず、当該課税が本来免除となる金額の場合、日本側では外国税額控除の対象外となる旨にも、留意が必要です。

#### ➤ 移転価格税制：

また、“企業所得税の分野では税務当局による移転価格調査において、企業の機能およびリスク、業界動向、そして所得移転の蓋然性を十分に確認せずに高い利益率を追求する税務調査のケースが見受けられる”と指摘しています。

マイツグループでも、コロナ禍を経た税収の低下を受け、移転価格税制を含めた中国税務当局の税務調査の強化の動きを受けて、税務相談や対応の依頼も増えつつあり、本動向を注視しています。

## 2. 留意事項

特に、個人所得税の外国籍人員に対する6項目の免除措置（及び年1回（性）賞与の優遇措置）が廃止された場合、税負担コストの増大が想定されますので、今後の最新動向に留意すると共に、廃止された場合のインパクトの試算など、事前の検討が重要と考えます。

また、中国現地法人の出資持分に移動が生じる際には、中国国外の取引（また単なる企業再編）であっても、日本本社は譲渡益/看做し譲渡益課税の対象となり得ます。更に、PE課税や移転価格税制など、日本企業に直接的に影響を与える制度についても、中国税務当局が依然としてアグレッシブな姿勢であることも念頭に、中国ビジネスの対応、採算性を検討する必要があります。この為、

必要に応じて、専門家に事前に相談するなど、慎重な検討、対応が求められると言えるでしょう。

<sup>i</sup> 原文は下記 URL の通り。

URL：中国経済-日本企業白書 - 中国日本商会 The Japanese Chamber of Commerce and Industry in China ([cicci.org](http://cicci.org))

<sup>ii</sup> “3歳以下の乳幼児”を養育する場合、国発「2022」8号の適用も可能。

<sup>iii</sup> 一方で、日本の印紙税法（原文は下記 URL）は、日本の国内法として適用地域は日本国内に限定され、更に納税義務の有無は、課税文書がどこで作成されたか（言い換えれば、契約当事者の意思の合致はどの時点と証明されたか）を判断基準としている。

URL：印紙税法 | e-Gov 法令検索

#### マイツグループ

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：[yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。